

申 込 み に 必 要 な 書 類

●次の1～5の書類を提出してください。（郵送による受け付けはしません。）

1	市営住宅入居申込書	
2	住民票の写し (福山市では、本庁1階 市民課及び各支所で発行)	○世帯全員の続柄が明記してあるものがが必要です。 ○市区町村役場で証明を受けてください。
3	健康保険証(カード)の写し	○申込者及び同居者全員のものがが必要です。
4	所得課税証明書 (福山市では、本庁2階 税制課及び各支所で発行)	○16歳以上の者(学生を除く。)は所得がなくても全員必要です。 ○市区町村役場で証明を受けてください。 ○1月から5月に申込される場合は、源泉徴収票・確定申告書の写し等、前年度収入の分かる書類が別途必要です。
5	市区町村税等の完納証明書 (福山市では、本庁2階 税制課及び各支所で発行)	○16歳以上の者(学生を除く。)は所得がなくても全員必要です。 ○市区町村役場で証明を受けてください。

●次のア～ソに該当する人はそれぞれの区分に応じて書類を提出してください。

ア	前年から申込時まで就職された人	収入証明書	様式あり
イ	前年から申込時まで年金が受給開始された人	年金支払通知書	
ウ	現在アパート・社宅等へ居住されている人	家賃の領収書(直近3ヶ月分、口座振替の場合は通帳の写し)	
エ	現在離職(退職)している人	離職票又は退職証明書	
オ	住民票の写しで続柄が確認できない場合	戸籍謄(抄)本	
カ	婚約中で結婚予定日まで3ヶ月以内の人	婚約証明書	様式あり
キ	生活保護法の規定に基づく保護を受けている人	福祉事務所長の証明書	
ク	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障がい者手帳の交付を受けている人	身体障がい者手帳	
ケ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する精神に障がいがある人	精神障害者保健福祉手帳	
コ	クに規定する精神障がいの程度に相当する程度と認められる知的障がい者	療育手帳	
サ	戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人	都道府県援護事務主幹(部)課長の証明書 又は戦傷病者手帳	
シ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人	被爆者健康手帳等	
ス	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人	都道府県援護事務主幹(部)課長の証明書	
セ	ハンセン病療養所に入所している人	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していることがわかるもの	
ソ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者	婦人相談所等の証明書又は裁判所の保護命令書	